



The Ambitious City

—大志をいだくまち— HOKKAIDO 北広島市

第2期北広島市商工業振興基本計画

～地域社会と融合した活気ある商工業の振興～

令和5年度 ～ 令和12年度
(2023年度) (2030年度)

北広島市

はじめに

北広島市では、平成20年(2008年)11月に商工業の振興に関する基本的事項を定めた「北広島市商工業振興基本条例」を制定し、商工業者等の経営基盤の強化を図るとともに、市民生活の向上に取り組むこととし、平成23年(2011年)には、地域社会と融合した活気ある商工業を推進するため、「北広島市商工業振興基本計画」を策定し、条例の基本理念に基づく商工業の振興に関する基本的かつ総合的な施策について取り組んでまいりました。

平成28年(2016年)3月に上位計画である「北広島市総合計画(第5次)」が改定されたことから、平成29年(2017年)には、基本計画においても時勢の変遷に即した中間見直しを行いました。

また、令和2年(2020年)から新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、市内においても影響を受けた事業者等が多いことなどから、計画期間を令和4年度(2022年度)まで2年間延長し、感染症対策などを含め、引き続き商工業の振興に関する各施策に取り組んでまいりました。

このような中、「令和」という新たな時代に対応した市政を推進していくため、令和3年(2021年)には、今後10年間のまちづくりの指針として「北広島市総合計画(第6次)」を策定したところであり、総合計画に位置付けております「第5章 活力みなぎる産業と交流のまち」の基本的方向に基づき、このたび、令和5年度(2023年度)から令和12年度(2030年度)までの8年間の商工業の振興に関する指針となる「北広島市商工業振興基本計画(第2次)」を策定いたしました。

今後はこの基本計画に基づき、商工業者及び行政等が連携し、北広島市の活気ある産業の創造及び新型コロナウイルス感染症等に負けない持続可能な社会の実現に向け、着実に取組を推進してまいります。

終わりに、この計画の策定に当たり、熱心にご検討いただきました「北広島市商工業振興審議会」の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査などで貴重な意見をいただいた商工業者の皆さまに心からお礼申し上げます。

北広島市長 上野正三

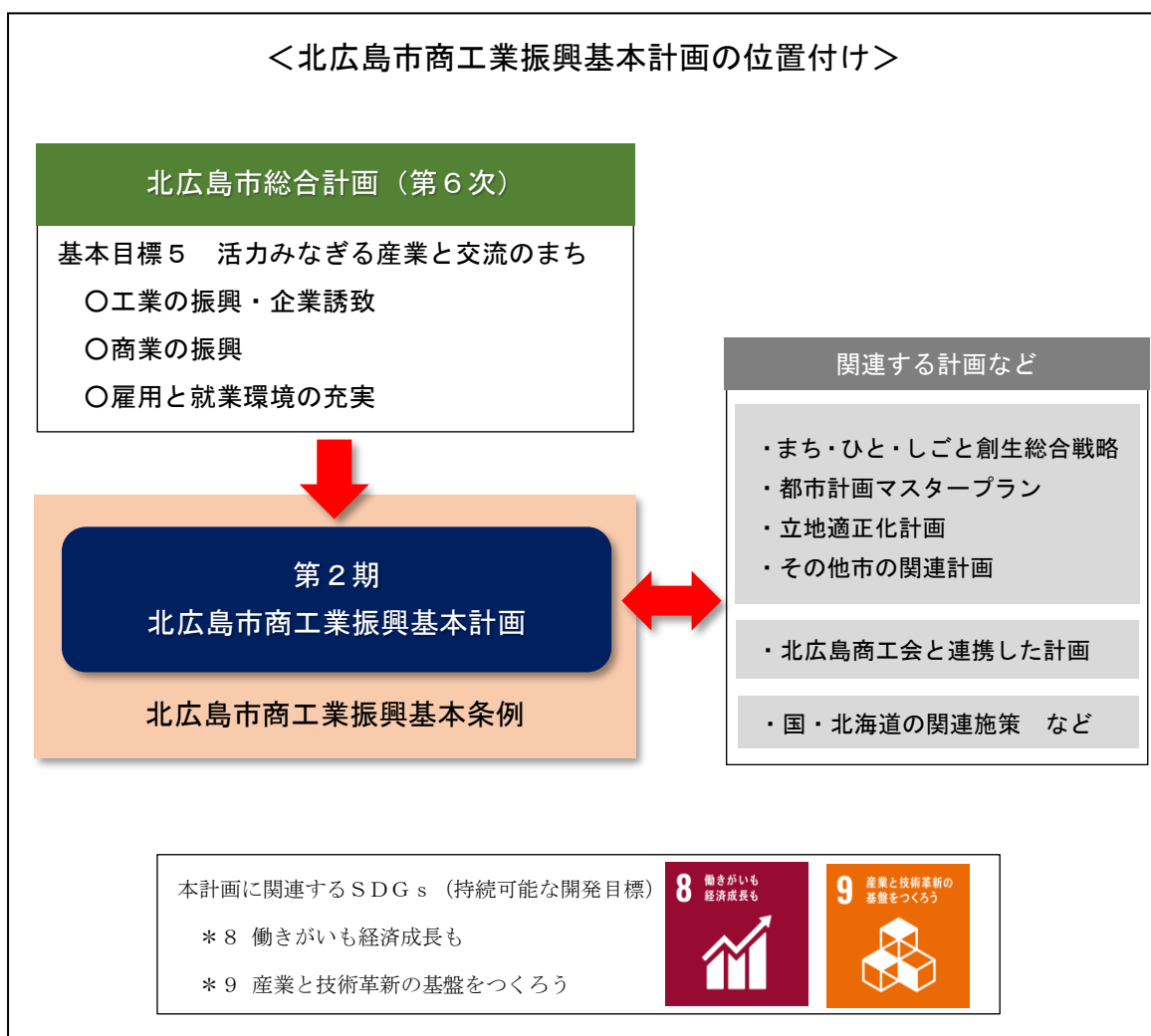
目次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の推進期間	2
3	計画の策定体制	3
	(1) 北広島市商工業振興審議会での検討	3
	(2) 商工業実態調査（アンケート調査）の実施	3
	(3) 市民からの意見募集（パブリックコメント）の実施	3
4	北広島市の動向	4
	(1) 人口	4
	(2) 産業	4
5	商工業の現状と課題	8
	(1) 第1期計画の実施状況	8
	(2) 商工業実態調査の概要	10
	(3) 商工業実態調査の結果	11
	(4) 課題と取組の方向性	18
6	第2期計画の基本方針	20
	(1) 基本理念	20
	(2) 基本目標・基本施策	21
	(3) 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰に係る対応	26
	(4) 計画の推進体制	26
	(5) 計画の進行管理	26
	資料	27
	・北広島市商工業振興基本条例	28
	・北広島市商工業振興審議会委員名簿	33
	・計画策定経過	34
	・パブリックコメント	34
	・アンケート調査票	35

1 計画策定の趣旨

本市では、商工業者、市民及び市が果たす役割や関係を明記した「北広島市商工業振興基本条例」（以下、「基本条例」という。）を平成 20 年（2008 年）に制定し、基本理念の実現に向け、商工業の振興に関する基本的かつ総合的な施策を実施するため、平成 23 年度（2011 年度）に第 1 期北広島市商工業振興基本計画を策定し、施策を推進してまいりましたが、計画の期間が令和 4 年度（2022 年度）までとなっていることから、少子高齢化や人口減少、新型コロナウイルス感染症などの社会情勢の変化に対応すべく、このたび第 2 期北広島市商工業振興基本計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、基本条例に位置付けられた基本理念を具現化したものであり、「北広島市総合計画（第 6 次）」（以下、「総合計画」という。）や「北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などと整合を図るとともに、その他の関連計画及び国や北海道の関連施策、動向等と連携を図ります。



2 計画の推進期間

本計画の推進期間は、新型コロナウイルス感染症による商工業者等への影響を踏まえ、推進期間を2年間延長した第1期計画を引き継ぎ、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間とし、終期を総合計画と同じくして整合を図ります。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
第1期 北広島市 商工業振興 基本計画												
	新型コロナの影響を踏まえ期間を延長											
第2期 北広島市 商工業振興 基本計画												
北広島市 総合計画 (第5次)												
北広島市 総合計画 (第6次)												

3 計画の策定体制

(1) 北広島市商工業振興審議会での検討

本計画は、商工業者や市民などの意見反映が必要なことから、商工業者団体、消費者団体、公募による市民代表などで構成する「北広島市商工業振興審議会」を設置し、様々な視点からの意見を反映する体制をとりました。

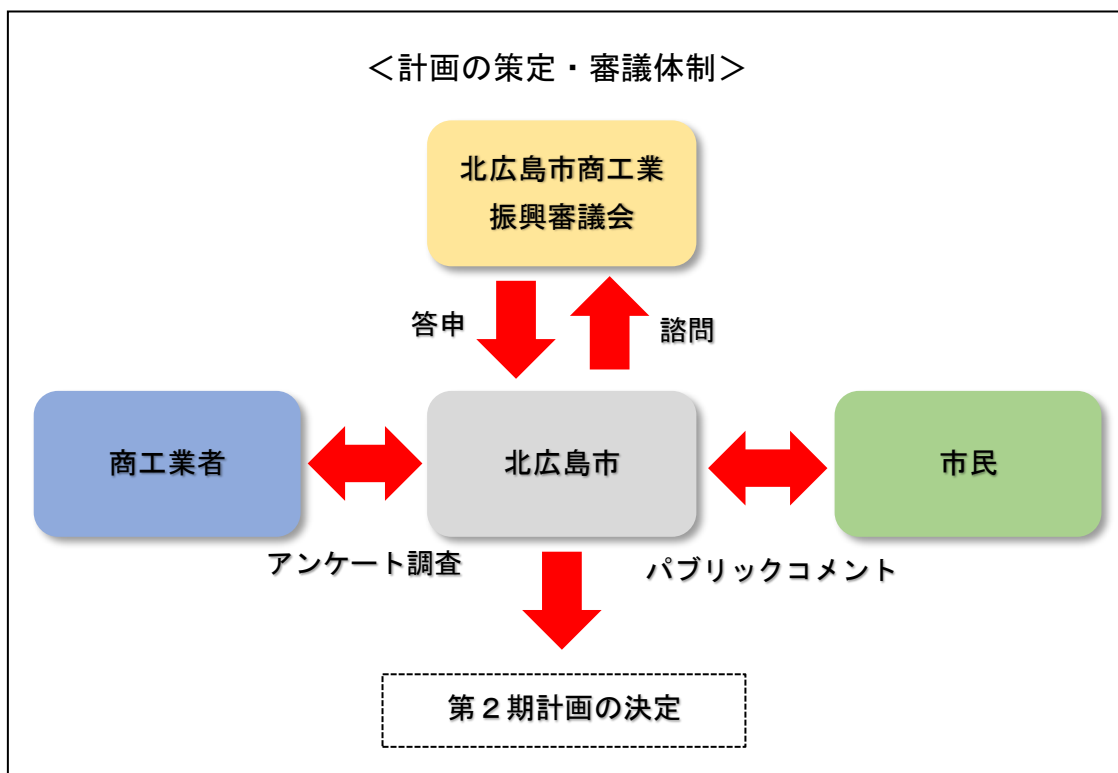
(2) 商工業実態調査（アンケート調査）の実施

本計画の策定にあたり、商工業者の実態やニーズを把握するため、市内の商工業者を対象とした「商工業実態調査」を実施しました。

(3) 市民からの意見募集（パブリックコメント）の実施

本計画の策定にあたり、市民参加条例に基づき、計画の内容を市民に公表し、市民からの意見等を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

○実施期間 令和4年(2022年)12月1日から令和5年(2023年)1月4日まで

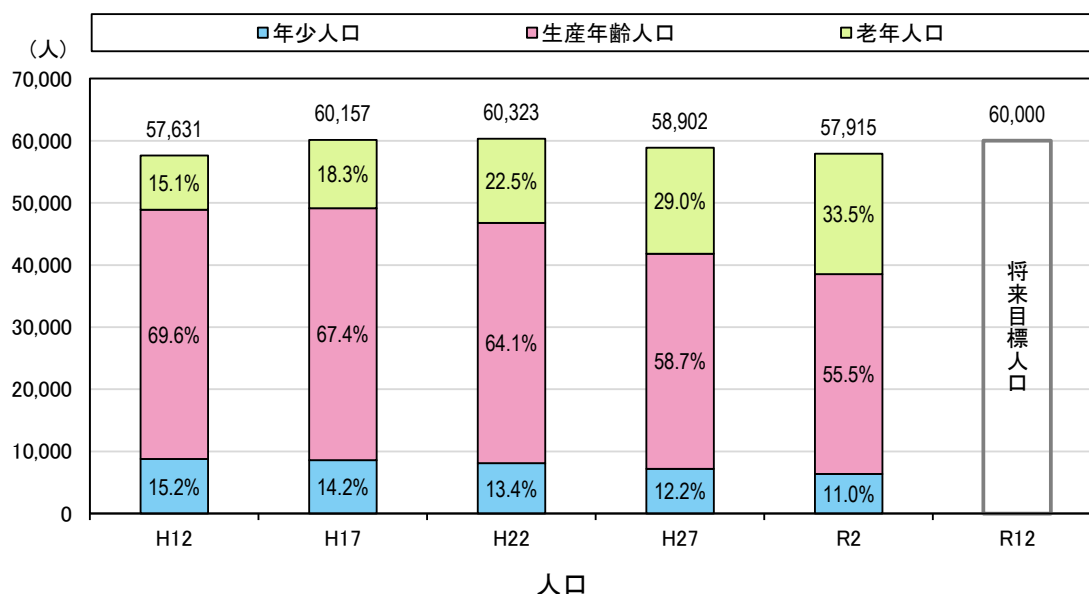


4 北広島市の動向

(1) 人口

人口は、平成 22 年(2010 年)以降減少傾向が続き、平成 27 年(2015 年)に 60,000 人を下回り、令和 2 年(2020 年)に 57,915 人となっています。

また、老年人口(65 歳以上)が増加し、年少人口(15 歳未満)および生産年齢人口(15 歳以上 64 歳以下)の割合が減少しており、少子高齢化が進行しています。



[資料：【人口・年齢3区分別人口】国勢調査／【将来目標人口】北広島市総合計画(第6次)]
※年齢不詳除く

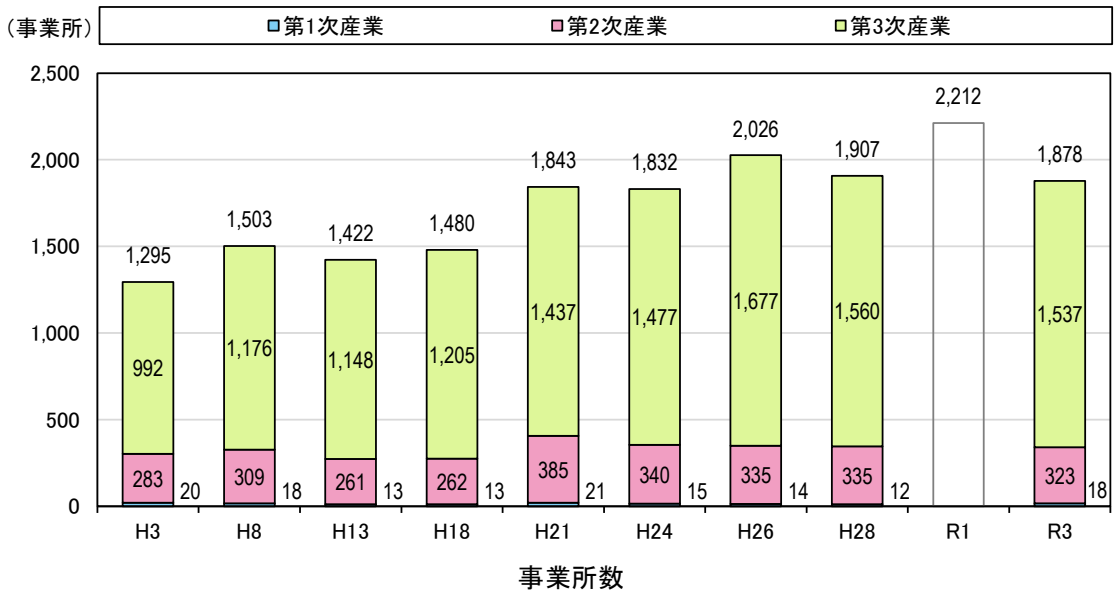
(2) 産業

①全体

ア 事業所数

事業所数は、緩やかな増加傾向となっており、令和元年(2019 年)は平成 3 年(1991 年)以降で最も多い 2,212 事業所となっていますが、令和 3 年(2021 年)は 1,878 事業所と若干減少しています。

産業の内訳をみると、第 3 次産業が最も多く、次いで多い第 2 次産業と合わせて大半を占めています。

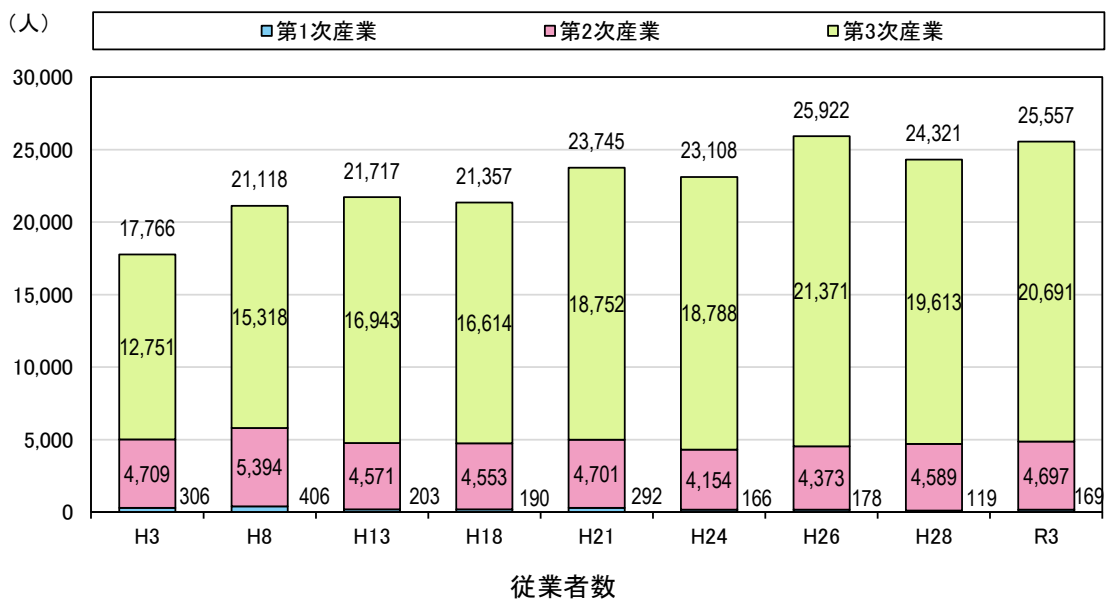


[資料：事業所・企業統計調査（H3～H18）、経済センサス（H21～R3）]

イ 従業者数

従業者数は、事業所数と同様に緩やかな増加傾向となっており、令和3年(2021年)は25,557人となっています。

産業別の内訳についても、事業所数と同様に第3次産業が最も多く、次いで多い第2次産業と合わせて大半を占めています。

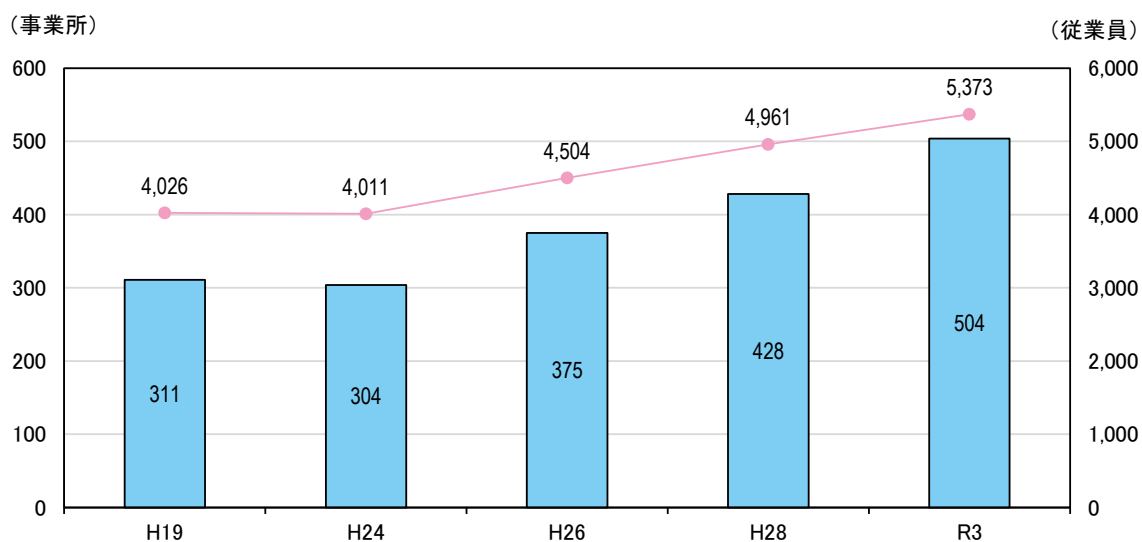


[資料：事業所・企業統計調査（H3～H18）、経済センサス（H21～R3）]

②商業

ア 商業事業所数・従業者数

商業事業所数及び従業者数は、平成 26 年(2014 年)以降大きく増加しており、令和 3 年(2021 年)に事業者数は 504 事業所、従業者数は 5,373 人となっています。

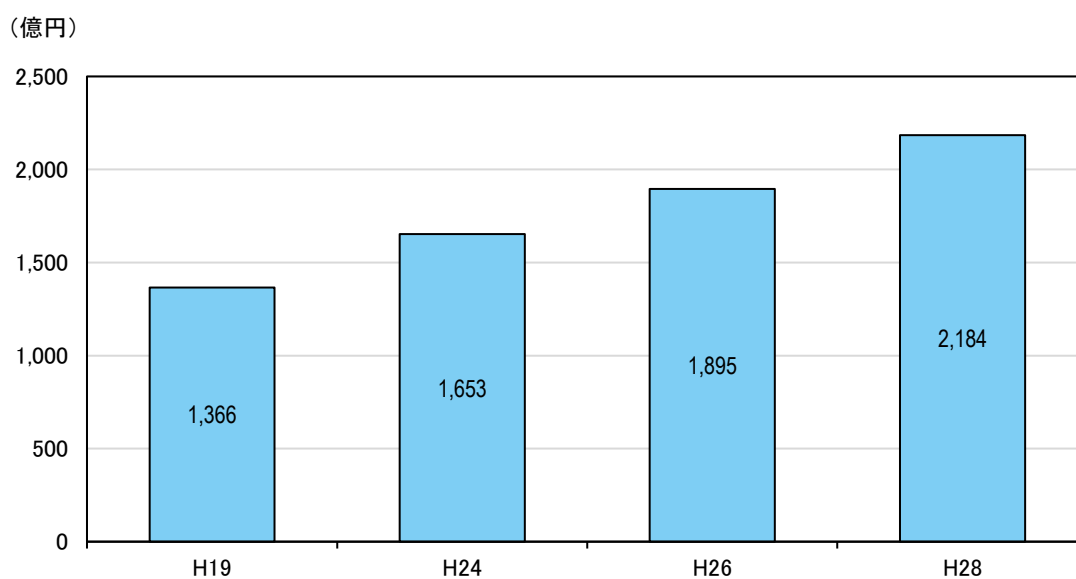


商業事業所数・従業者数

[資料：商業統計調査 (H19、H26)、経済センサス (H24、H28、R3)]

イ 商業販売額

商業販売額は、平成 19 年(2007 年)以降増加が続いています。平成 28 年(2016 年)は 2,184 億円で、平成 19 年(2007 年)と比べて約 1.6 倍の規模となっています。



商業販売額

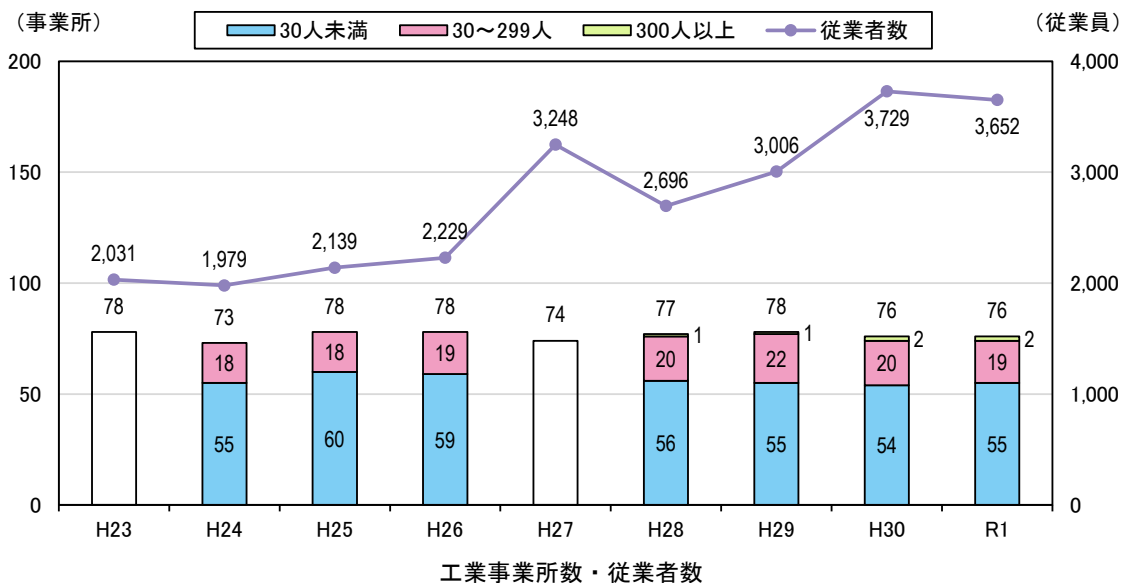
[資料：商業統計 (H19、H26 の年間商品販売額)、経済センサス (H24、H28 の売上 (収入) 金額)]

③工業

ア 工業事業所数・従業者数

工業事業所数は、70 台で推移し、令和元年(2019年)は76事業所となっています。また、一事業所あたりの従業員規模も概ね同程度で推移しています。

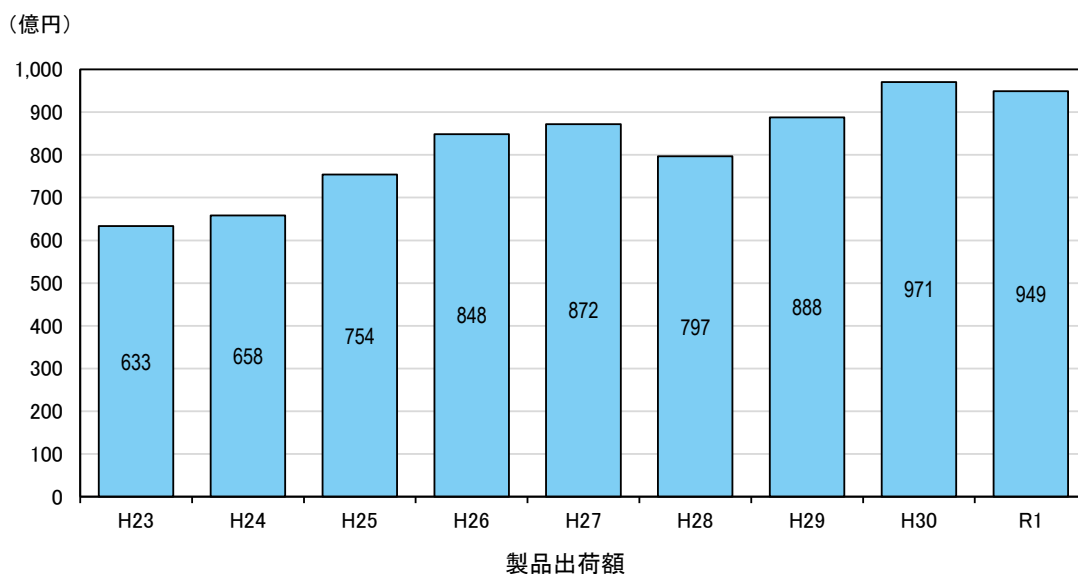
一方、従業者数は増加傾向にあり、令和元年(2019年)は3,652人で、平成23年(2011年)と比べて約1.8倍となっています。



[資料：工業統計調査]

イ 製品出荷額

製品出荷額は増加傾向にあり、令和元年(2019年)は949億円、平成23年(2011年)と比べて約1.5倍となっています。



[資料：工業統計調査]

5 商工業の現状と課題

(1) 第1期計画の実施状況

本市における商工業施策等については、現行の第1期北広島市商工業振興基本計画において、3つの基本目標、7つの基本施策を掲げて取組を実施しました。

これらの実績を踏まえ、基本条例に基づき、さらなる商工業の振興に努めていく必要があります。

第1期計画 基本理念「地域社会と融合した活気ある商工業の振興」

基本目標1 活気ある商工業の展開

基本施策1-1 商工業の経営基盤の強化	
個別施策	実施事業など
(1)体系的、一元的な商工業振興策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興基本計画に基づく、商工業者、消費者の意向を反映した施策の展開 ・総合計画と連携した施策の展開と推進
(2)商工業経営の安定支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等融資事業 ・住宅リフォーム支援事業
(3)企業の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・企業人財づくり支援事業 ・働きたい女性のための企業合同雇用促進事業 ・若年層新規雇用助成金交付事業

基本施策1-2 観光の強化	
個別施策	実施事業など
(1)観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・都市型観光推進事業 ・サイクルツーリズム等観光拠点整備事業 ・シティセールス推進事業
(2)イベント等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興事業 ・グリーンツーリズム推進事業

基本施策2 企業誘致の推進	
個別施策	実施事業など
(1)企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致推進事業

基本施策3 創造的な事業活動の支援	
個別施策	実施事業など
(1) 新産業の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティビジネス創業支援事業 ・ 起業支援促進事業 ・ 空き店舗利用促進事業 ・ 六次産業化等支援事業 ・ グリーンツーリズム推進事業（再掲）

基本目標2 商工業活動を支える基盤の充実の強化

基本施策4 商工会・商店街振興会・工業振興会の支援	
個別施策	実施事業など
(1) 商工会との連携及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業指導推進事業
(2) 地域商工業の振興と商工業団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域商店街活性化事業 ・ 企業人財づくり支援事業（再掲）

基本施策5 勤労者の福利厚生増進	
個別施策	実施事業など
(1) 就業機会の拡大と安定化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域職業相談室（ジョブガイド）運営事業
(2) 勤労者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層新規雇用助成金交付事業（再掲） ・ シルバー人材センター活動支援事業 ・ 障がい者相談支援事業 ・ 働きたい女性のための企業合同雇用促進事業（再掲） ・ 働きたい女性のための再就職支援事業 ・ 労働事情調査事業 ・ 中小企業勤労者福祉共済会事業

基本目標 3 地域社会との交流や連携の強化

基本施策 6 国・北海道・近隣自治体・関連団体との連携協力

個別施策	実施事業など
(1) 国・北海道・近隣自治体等との連携協力	・札幌広域圏組合連携事業
(2) 生産団体との連携協力	・グリーンツーリズム推進事業（再掲）
(3) 市民、消費者団体との連携協力	・北広島消費者協会活動支援事業
(4) 商工業者同士の連携協力	・消費者行政推進事業（相談窓口設置）

基本施策 7 市民生活との連携等

個別施策	実施事業など
(1) 環境対策への取り組み	・環境保全事業
(2) 保健・福祉との連携	・ごみ減量化・資源化対策事業
(3) まちづくりとの連携	・緑化推進事業
(4) 消防との連携	・広域入所児童委託事業
(5) 施策評価、推進体制の確保	・認知症支え合い事業 ・介護支援ボランティア事業 ・買物不便者対策事業 ・健康づくり啓発事業 ・交通安全推進事業 ・都市景観形成事業 ・応急手当普及啓発活動事業

(2) 商工業実態調査の概要

本市の商工業者の現状や課題を把握し、施策の検討を行うために市内事業者を対象としたアンケート調査を実施しました。

<調査の概要>

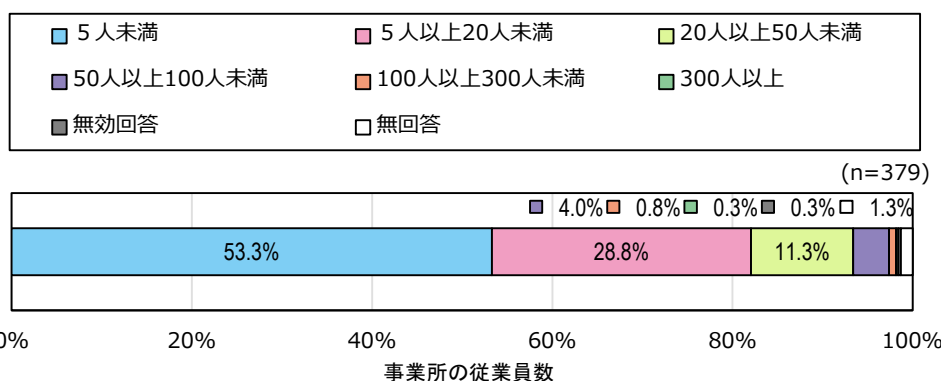
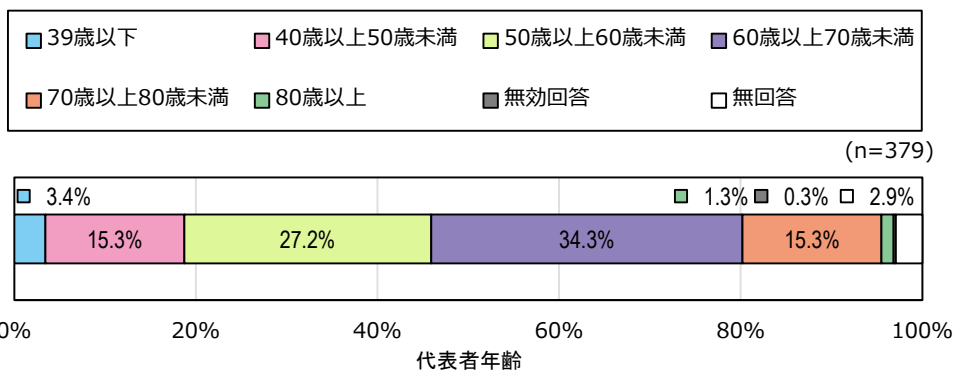
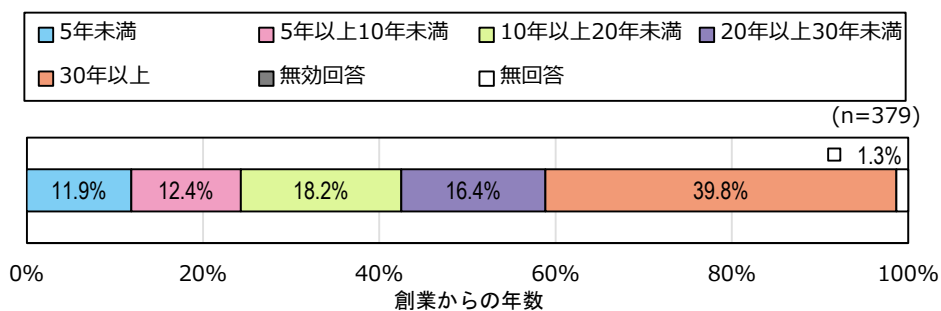
項目	内容
①調査対象	北広島市内に所在する事業者
②配布数	800社
③回答数	379社（回収率47.4%）
④実施時期	令和3年(2021年)12月～令和4年(2022年)1月
⑤実施方法	調査票を郵送により配付、回収

(3) 商工業実態調査の結果

調査結果の概要は以下のとおりです。

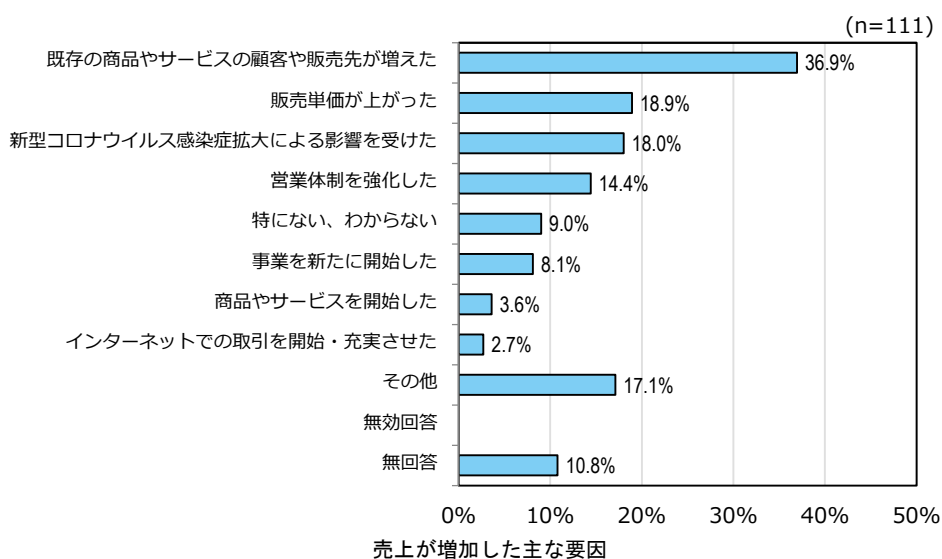
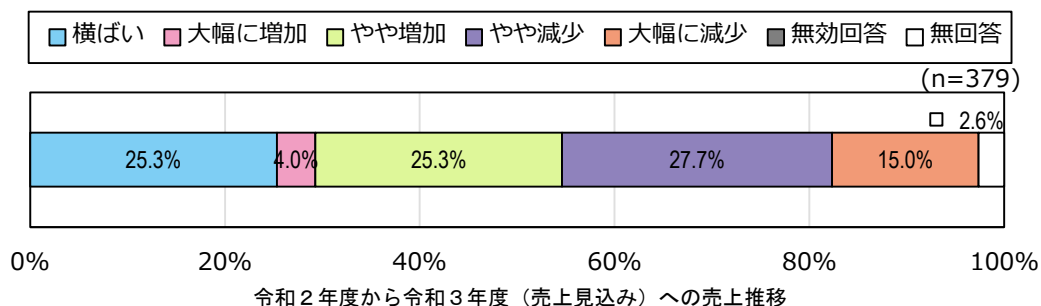
①属性について

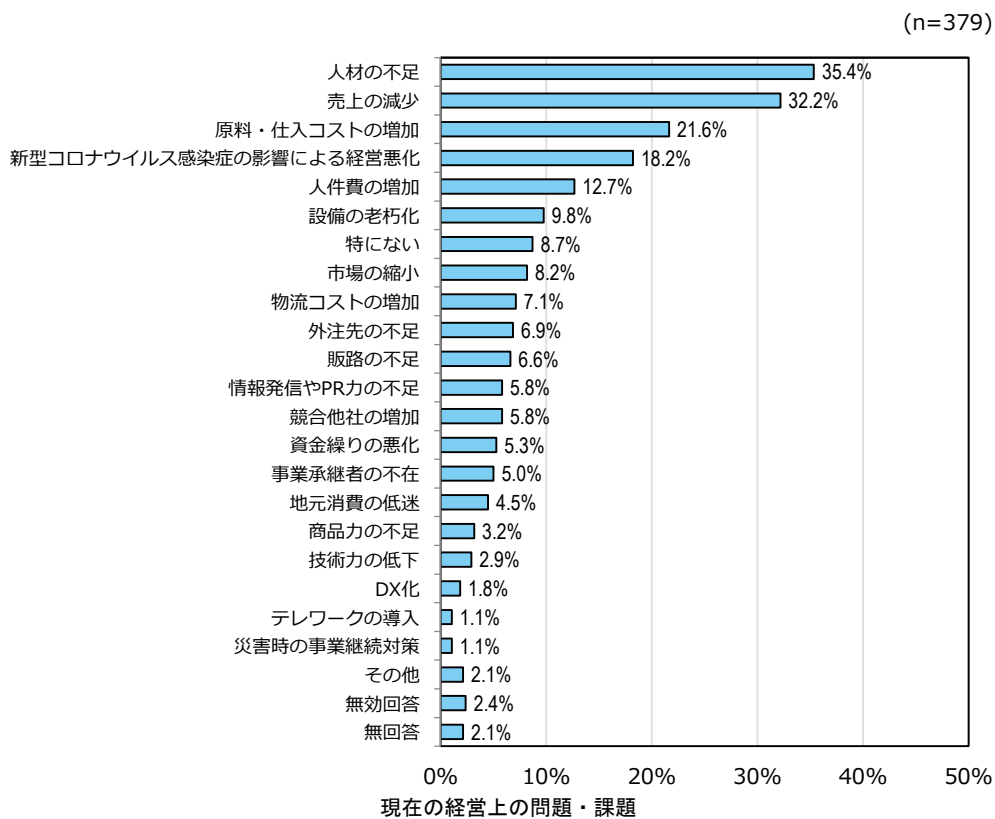
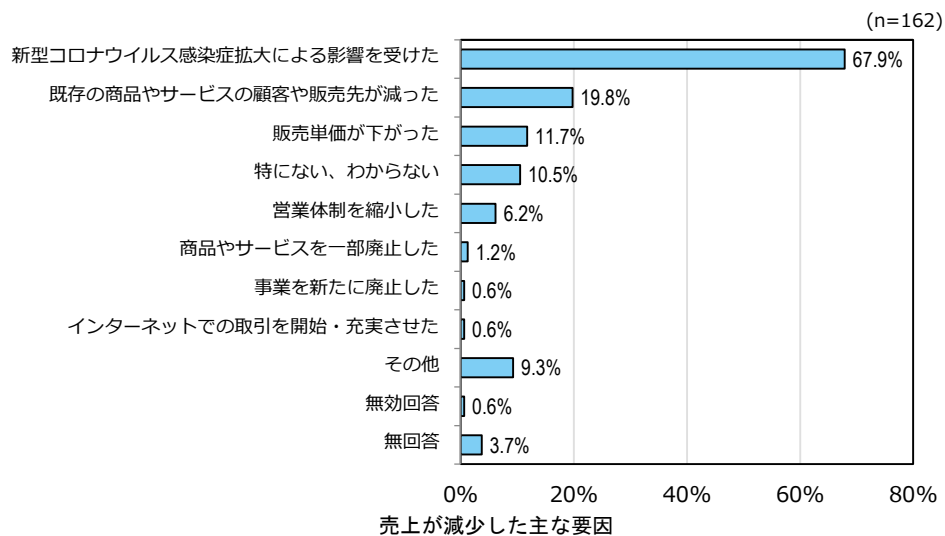
- ・主な業種は、「建設業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、そのほかの業種は1割未満となっている。
- ・資本金は、「1,000万円未満」が約5割となっている。
- ・創業からの年数は、「30年以上」が最も多い。
- ・代表者年齢は、「60歳以上70歳未満」が最も多い。
- ・本社所在地は、「北広島市内（回答事業所と同じ）」が約7割を占める。
- ・事業所の所在地区は、「東部地区」「大曲地区」が多い。
- ・事業所の従業員数は、「5人未満」が約5割となっている。



②経営状況について

- ・売上状況（直近の決算）は、「1億円以上」が多く、次いで「1,000万円以上3,000万円未満」、「500万円未満」となっている。
- ・令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)（売上見込み）への売上推移については、「やや減少」が最も多く、次いで「横ばい」「やや増加」が同数となっている。
- ・売上が増加した主な要因は、「既存の商品やサービスの顧客や販売先が増えた」が最も多く、次いで「販売単価が上がった」「新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた」となっている。
- ・減少した主な要因は、「新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた」が約7割を占めている。
- ・現在の経営上の問題・課題は、「人材の不足」が最も多く、次いで「売上の減少」「原料・仕入れコストの増加」となっている。
- ・現在の経営上の問題・課題を業種別にみると、建設業は「原料・仕入れコストの増加」「人材の不足」「外注先の不足」、製造業は「原料・仕入れコストの増加」「設備の老朽化」、運輸業、郵便業は「物流コストの増加」「人件費の増加」、卸売、小売業は「売上の減少」「市場の縮小」、医療、福祉は「新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化」が、それぞれ全体と比べて高くなっている。



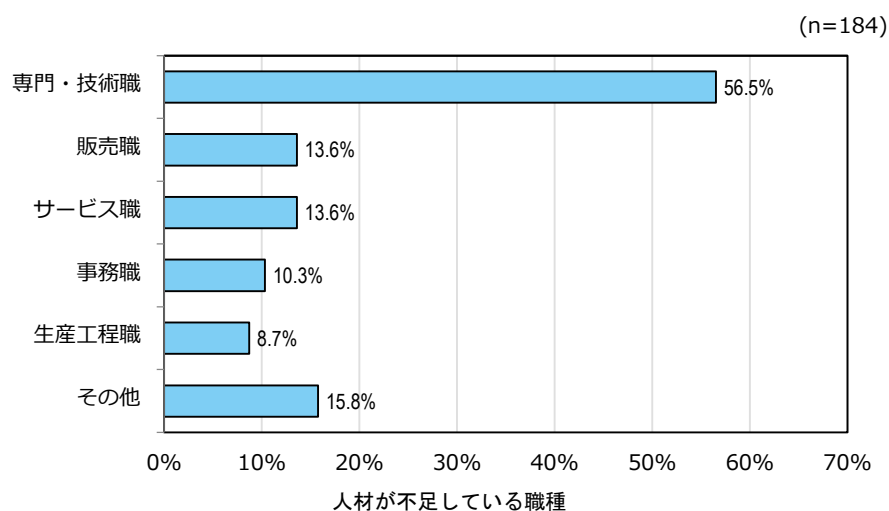


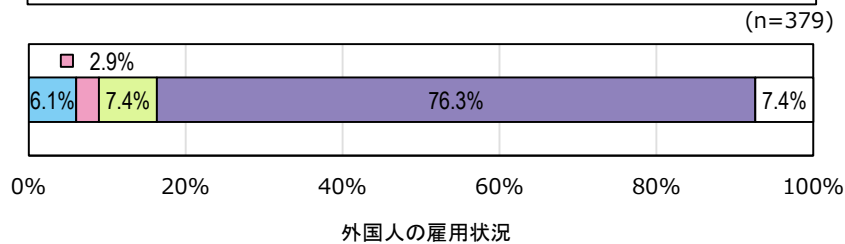
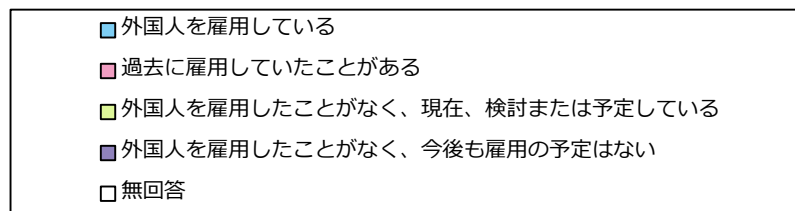
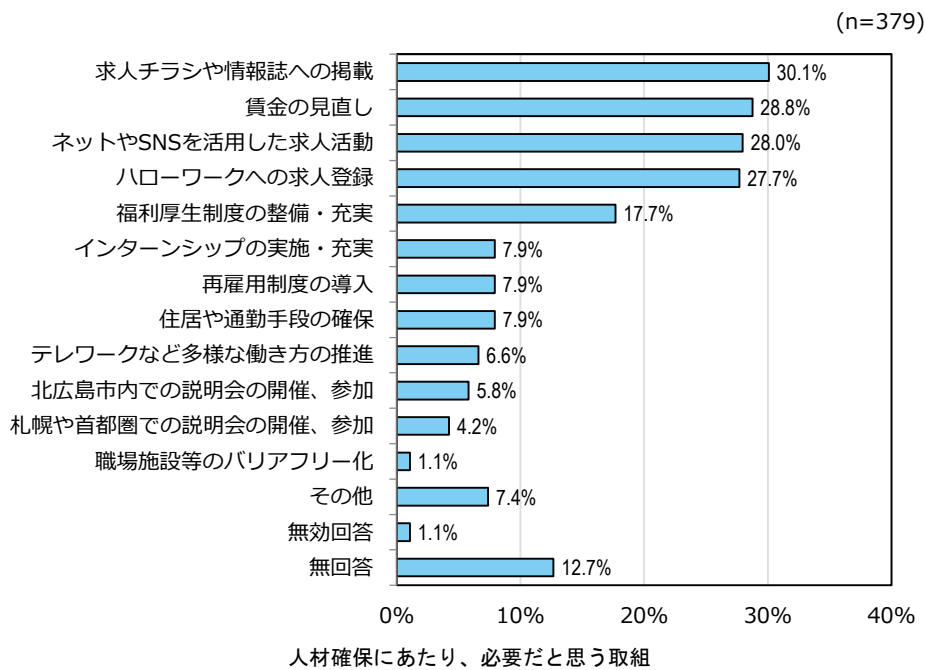
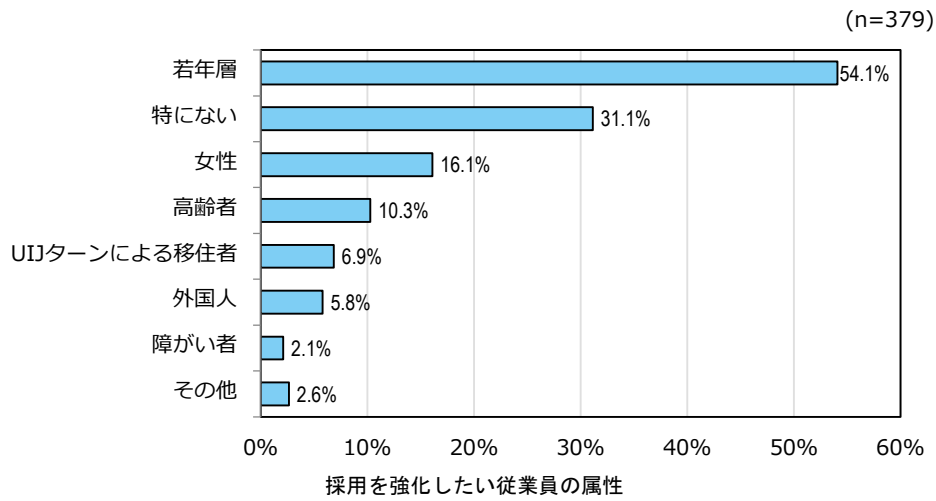
	売上の減少	市場の縮小	原料・仕入コストの増加	物流コストの増加	人件費の増加	人材の不足	設備の老朽化	外注先の不足	新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化
③ 建設業(n=77)	27.3%	2.6%	32.5%	9.1%	13.0%	48.1%	2.6%	16.9%	13.0%
④ 製造業(n=31)	25.8%	6.5%	54.8%	12.9%	12.9%	41.9%	32.3%	6.5%	3.2%
⑦ 運輸業、郵便業(n=32)	34.4%	9.4%	21.9%	18.8%	31.3%	37.5%	3.1%	3.1%	28.1%
⑧ 卸売業、小売業(n=68)	42.6%	19.1%	16.2%	8.8%	4.4%	35.3%	1.5%	5.9%	19.1%
⑮ 医療、福祉(n=30)	33.3%	6.7%	10.0%	3.3%	20.0%	26.7%	13.3%	0.0%	40.0%
全体(n=379)	32.2%	8.2%	21.6%	7.1%	12.7%	35.4%	9.8%	6.9%	18.2%

現在の経営上の問題・課題（業種別）

③人材確保・人材育成について

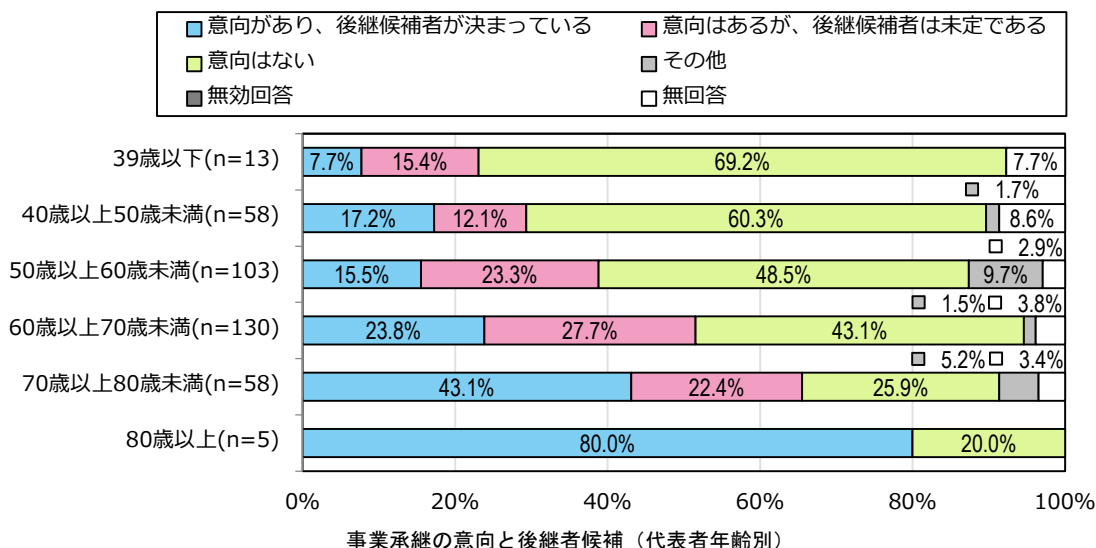
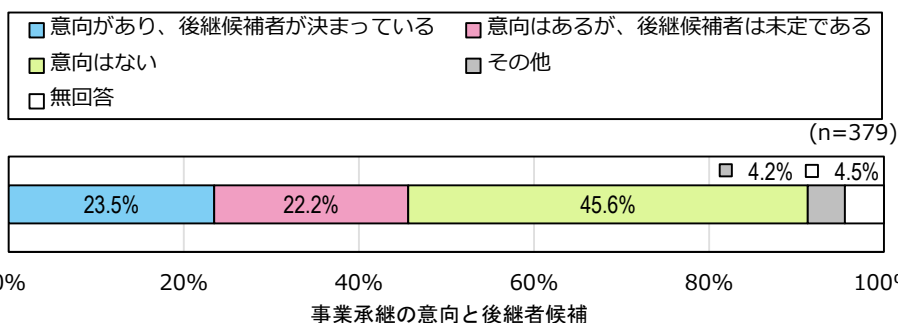
- ・現在、人材の状況は「人材が不足している」が約半数となっている。
- ・現在、人材が不足している職種は、「専門・技術職」が最も多く、次いで「販売職」「サービス職」となっている。
- ・今後の人口減少社会を見据え、採用を強化したい従業員の属性は「若年層」が最も多く、次いで「特にない」「女性」となっている。
- ・人材確保にあたり、必要だと思う取組は、「求人チラシや情報誌への掲載」が最も多く、次いで「賃金の見直し」「ネットやSNSを活用した求人活動」となっている。
- ・人材育成のための研修や資格取得について、問題に感じていることは「特にない」を除くと、「免許・資格取得費用の負担が大きい」が最も多く、次いで「社内に研修を担当できる人材がない」「外部研修の参加費用の負担が大きい」となっている。
- ・外国人の雇用状況は、「外国人を雇用したことがなく、今後も雇用の予定はない」が約8割を占めている。
- ・外国人従業員数は、「1人以上5人未満」が約6割を占めている。
- ・外国人従業員の国籍は、「ベトナム」が最も多く、次いで「中国」「韓国」「台湾」「その他」となっている。
- ・外国人従業員の職種は、「技術」が最も多く、次いで「サービス」「製造」となっている。
- ・外国人労働者が働きやすい環境づくりのために、必要だと思う取組は、「日本語講座の開催」が最も多く、次いで「日本語講座の受講助成」「異文化理解のための社員研修の実施」となっている。





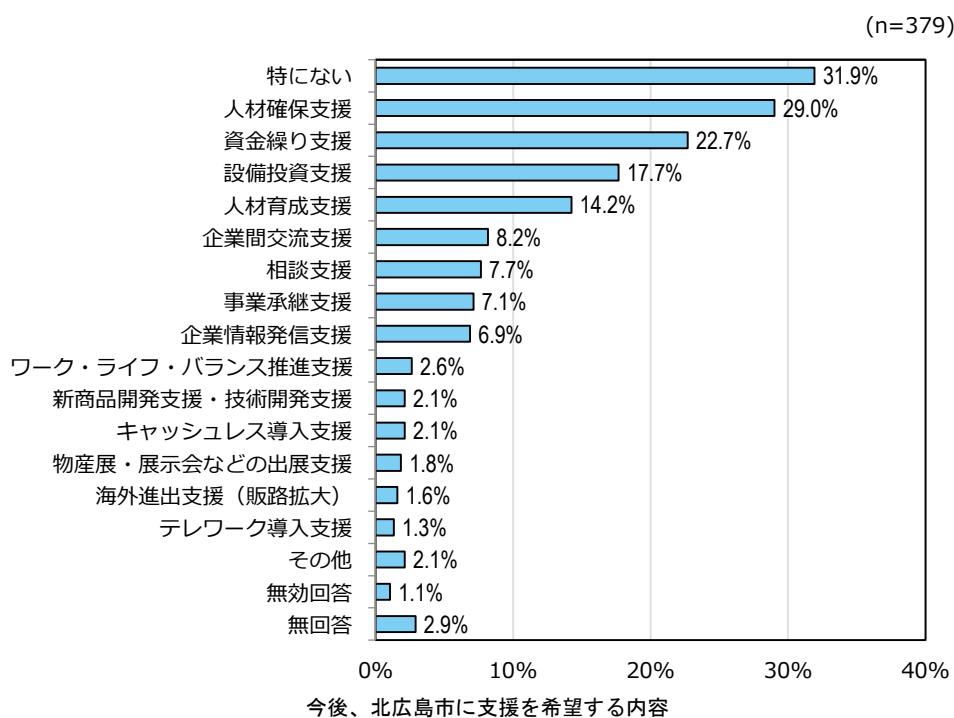
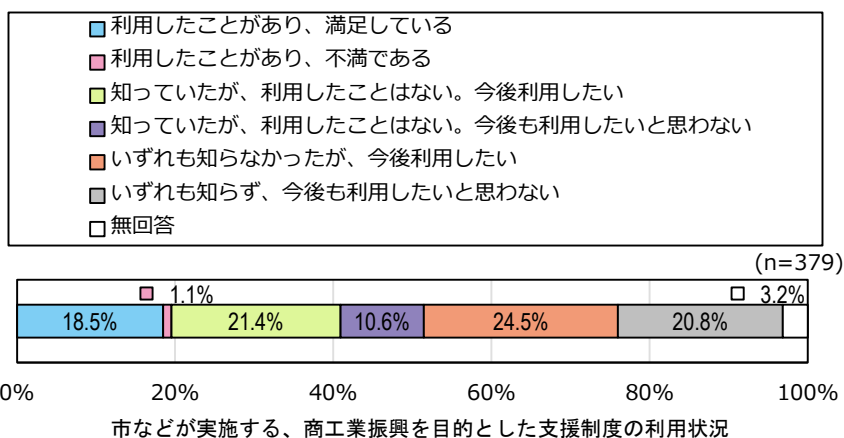
④今後の予定等について

- ・今後5年間の事業予定は、「現状維持」が約6割を占めている。
- ・施設・設備における今後5年間の予定は、「現状維持」が約6割を占めている。
- ・事業承継の意向と後継者候補は、「意向があり、後継者が決まっている」と「意向はあるが、後継者は未定である」がそれぞれ約2割となっており、合わせると約半数が「意向はある」と回答している。
- ・事業承継の意向について、代表者の年齢別にみると年齢が上がるにつれて、意向が高くなる傾向がみられる。
- ・事業承継の後継者候補は、「親族」が約7割を占めている。
- ・事業承継の検討・実施に向けて必要だと思う取組は、「後継者の教育」が最も多く、次いで「後継者の発掘」「事業承継計画の作成」となっている。
- ・北海道ボールパークFビレッジの開業や北広島駅西口整備により、見込まれる影響は「特にない、わからない」を除くと、「定住・交流人口増加等による顧客・売上増加」が最も多く、次いで「開発・整備にともなう受注機会の増加」となっている。
- ・北海道ボールパークFビレッジの開業や北広島駅西口整備により、見込まれる影響に対しての対応（取組）予定は、人材採用の強化や営業の強化、事業拡大、イベントの実施、関連する情報収集などとなっている。



⑤北広島市の商工業振興施策について

- ・ 支援制度の利用状況は、支援制度を知らないが約5割となっている。
- ・ 支援制度を利用したが不満、支援制度を利用したことがないと回答した事業者の理由は、「支援制度を必要としていないため」が約5割で最も高くなっている。
- ・ 今後、北広島市に支援を希望する内容は、「特にない」を除くと、「人材確保支援」が最も多く、次いで「資金繰り支援」「設備投資支援」となっている。
- ・ 市内における遊休地の所有有無は、「遊休地を所有していない」が約9割を占めている。
- ・ 北広島市の行政支援に関する情報提供希望有無は、「希望する」が約3割となっており、希望する内容は「支援制度」「セミナー」に関するものが多くなっている。



(4) 課題と取組の方向性

第1期計画の取組状況と商工業実態調査の結果などをもとに課題等を分析し、本市の商工業施策の方向性を以下のとおり整理しました。

①実効性のある計画に向けた検討が必要

- ・関連事業の分野が幅広く、商工業振興以外を主目的とした事業は、個別具体的な検証や改善ができる範囲が限られていたことから、商工業振興に係る事業に絞りスリム化を図ることで、実効性のある計画となるように検討する必要がある。

②商工業振興施策の周知・活用促進の検討が必要

- ・支援制度の認知状況について、約半数が知らないと回答していることから、制度の周知・活用促進が必要である。
- ・市からの情報提供に関する希望も一定数みられたことから、ニーズに応じた情報発信を行うことで、商工業振興施策の周知・活用促進に繋げていく取組が必要である。

③関係機関との連携に向けた検討が必要

- ・商工業振興に向けて、商工会と共同または連名で策定した計画の推進など、関係機関とより連携を強化していくための検討が必要である。

④経営の安定化・経営基盤の強化に向けた支援の検討が必要

- ・売上が減少した要因として、新型コロナウイルス感染症による影響によるものが最も多くあげられている。市に今後希望する支援として、資金繰り支援のニーズがみられることから、経営の安定化に向けた支援を検討する必要がある。
- ・今後5年間の事業や施設・設備における予定として、現状維持が最も多いが、事業拡張や機械設備への投資における回答も一定数みられる。市に今後希望する支援として、設備投資支援のニーズが一定数みられることから、事業拡張等に向けた支援を検討する必要がある。
- ・事業承継の意向は、現時点では約半数となっているが、代表者の年代が上がるほど意向が高くなる傾向がみられる。今後、事業承継の意向が増えることが想定されるため、事業承継の検討・実施に向けて必要だと思う取組で挙げられた後継者の教育や発掘、事業承継計画の作成に向けた支援を検討する必要がある。
- ・その他の意見・要望としてあげられた企業間連携のための異業種交流や人材交流の促進、事業用地の確保など、市内の商工業者のニーズに応じた支援を検討する必要がある。

⑤人材確保・人材育成に向けた支援の検討が必要

- ・生産年齢人口の減少及び少子高齢化の進行下における商工業振興に向けた方策検討が必要である。
- ・経営上の問題・課題として人材の不足が最も多くあげられ、市に今後希望する支援のなかでは人材確保のニーズがみられる。
- ・人材が不足していると回答があった専門・技術職、採用を今後強化したいと回答があった若年層の従業員等の確保及び定着に向けた支援を検討する。なお、外国人の雇用予定は無いという回答が大半であるが、人材確保の観点から外国人の活用に向けた支援を検討する必要がある。
- ・人材育成のための研修や資格取得について、免許・資格取得費用や外部研修の参加費用、研修担当を担う人材が不在、外部研修に参加する時間が無いことを問題に感じていることから、免許・資格取得費用の補助や研修講師の派遣などに関する支援を検討する必要がある。

⑥北海道ボールパークFビレッジの波及効果等と連携した商工業振興施策の検討が必要

- ・北海道ボールパークFビレッジの波及効果や地元企業の事業活動による相乗効果、人材確保への期待などが挙げられていたことから、商工業振興施策との連携に向けた取組の検討が必要である。

6 第2期計画の基本方針

本計画は、総合計画の基本目標5「活力みなぎる産業と交流のまち」に掲げる、力強い産業活動が展開され、働く人々が充実し、多くの人々が笑顔で交流しあうまちづくりの役割を担うとともに、検証や改善、見直し等を行うことができる実効性のある計画を策定し、商工業の振興を推進していきます。

(1) 基本理念

総合計画における役割や基本条例第3条の基本理念に基づき、本計画における、北広島市の商工業者等が目指すべき「基本理念」を次のとおり定めます。

基本理念 「地域社会と融合した活気ある商工業の振興」

<関連計画等（抜粋）>

北広島市総合計画（第6次）

基本目標5 活力みなぎる産業と交流のまち

力強い産業活動が展開され、働く人々が充実し、多くの人々が笑顔で交流し合うまちをつくります。

北広島市商工業振興基本条例

(基本理念)

- 第3条 商工業の振興は、商工業者等自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重し、推進されなければならない。
- 2 商工業の振興は、商工業が市民の消費生活を支え、各地域の中心としてにぎわいと交流の場となるよう、推進されなければならない。
 - 3 商工業の振興は、市民の就業機会の増大及び勤労者の福利厚生を増進に資するよう、推進されなければならない。
 - 4 商工業の振興は、その技術力、競争力及び生産力の向上を図ることを目的として推進されなければならない。
 - 5 商工業の振興は、地域の環境に適切な配慮をして推進されなければならない。

(2) 基本目標・基本施策

基本理念を実現するため、具体的な商工業振興の取組について、3つの基本目標と7つの基本施策を定めます。



基本目標 1 活気ある商工業の展開

- 基本条例第4条第2項第1号（経営基盤の強化）
- 基本条例第4条第2項第4号（商工会及び地域商店街振興会の支援）
- 基本条例第4条第2項第6号（国、北海道、その他関係団体との連携協力）

活気ある商工業の展開を促進していくため、商工業の団体等と連携を図り、商工業者の経営が安定するよう支援します。

また、北海道ボールパークFビレッジの開業や北広島駅西口整備などによる新規創業者と地元商工業者が連携することにより、地域経済への波及効果及び商工業者自らの事業活動による相乗効果につながるよう支援します。

基本施策 1-1 経営基盤の強化

本市の融資制度を含め、商工会や金融機関などによる経営相談や資金繰り支援などの活用を促進し、商工業者の経営安定を支援します。

また、商工会等の団体活動を通して経営基盤の強化に努めます。

基本施策 1-1 経営基盤の強化	
個別施策	取組例
<ul style="list-style-type: none">・資金繰り等経営安定への支援・小規模事業者への支援・生産性向上や新たなものづくり、技術革新への支援・企業体制の分析・改善・強化	<ul style="list-style-type: none">・中小企業者等への融資等の資金繰り支援・商工会による小規模事業者への経営に関する相談や指導等への支援・設備投資や新たなものづくり、技術革新に関する投資への支援・企業訪問による経営状況や支援ニーズの実態把握・労働事情調査による雇用環境等の実態把握

基本施策 1－2 連携の強化

商工業の振興は、商工会、地域商店街振興会及び工業振興会などの商工業者の団体を支援し、連携・協力するとともに、地域に根差した商工業者をつくることが重要です。

商工業者に関わる団体等と連携を強化し、地域商工業者の発展を支援します。

また、商工業と関連のある各分野の取組についても、内容に応じて随時連携を図ります。

基本施策 1－2 連携の強化	
個別施策	取組例
<ul style="list-style-type: none">・地域商工業者の連携強化・商工団体の活動支援・小規模事業者への支援・商工業者と地域のつながり形成・市と商工業者の連携強化・国・北海道・さっぽろ連携中枢都市圏等との連携強化	<ul style="list-style-type: none">・商工業者間による人材交流等への支援・商工会による小規模事業者への経営に関する相談や指導等への支援・商工業者や商工会、地域商店街振興会等が取り組む賑わいづくり等への支援・北海道ボールパークFビレッジ及び駅西口整備による新規創業者と市内商工業者が連携して取り組む賑わいづくり等への支援・市民が地元商工業者を知るための機会提供・企業訪問による商工業者の実態把握

基本目標 2 創造性あふれる商工業の躍進

- 基本条例第4条第2項第2号（企業誘致）
- 基本条例第4条第2項第3号（創造的な事業活動の支援）

商工業者等自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重するなど、創造性あふれる商工業の躍進につながるよう支援します。

また、北海道ボールパークFビレッジの開業による認知度向上や地理的優位性を生かした企業誘致により、地域経済の活性化や雇用の場の確保を推進します。

基本施策 2－1 情報の発信

商工業者の自主活動の組織である商工会、商店街振興会及び工業振興会等と連携した取組について、市民等への積極的な情報発信を行い、地域住民と連携した魅力発信や賑わ

いづくりを促進します。

また、国や北海道、本市の各種制度の積極的な活用やD X（デジタル・トランスフォーメーション^{*1}）などの検討が行われるよう情報提供に努めます。

基本施策 2-1 情報の発信	
個別施策	取組例
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者へ企業情報の発信 ・魅力づくり、魅力向上、販路拡大 ・北海道ボールパークFビレッジと連動した賑わいづくり ・各種制度等の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の魅力を紹介する写真展の開催 ・買い物サービスの参入促進と市民周知 ・ふるさと納税返礼品への登録促進 ・企業を紹介するコンテンツの作成 ・農商工業者と連携した地域ブランド^{*2}の情報発信 ・北海道ボールパークFビレッジ及び駅西口整備による新規創業者と市内商工業者が連携して取り組む賑わいづくりなどの市内外への情報発信 ・市ホームページや広報紙のほか、メーリングリストの活用など多様なツールによる情報発信

*1 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

*2 「地域発の商品・サービスのブランド化」と「地域イメージのブランド化」を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ること

基本施策 2-2 創業・事業承継への支援

北海道ボールパークFビレッジの建設地決定以降、創業や新規事業展開等が増加傾向となっており、令和5年(2023年)の開業により、市内全域へその効果が波及するよう市内商工業者や関係機関等と連携を図り、創業を支援します。

また、代表者の高齢化に伴う後継者の育成など、円滑な事業承継にむけて支援します。

基本施策 2-2 創業・事業承継への支援	
個別施策	取組例
<ul style="list-style-type: none"> ・創業希望者、創業者への支援 ・新規事業展開 ・事業承継支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・創業フォーラムの開催による創業機運醸成 ・創業、事業承継に関する各種情報提供 ・コミュニティビジネスによる創業及び事業継続への支援（買い物支援等を含む） ・農商工連携や六次産業化の推進による創業促進

基本施策 2—3 企業の誘致

企業誘致に関する優遇措置の充実や道内有数の地理的優位性を生かし、誘致活動や立地希望企業の紹介などの支援を引き続き実施します。令和5年(2023年)の北海道ボールパークFビレッジ開業により、市内全域へその効果が波及するよう市内企業や関係事業者等と連携を図ります。

また、情報通信事業等の分野も含めた企業の誘致により、新たな産業集積を推進するとともに、経済の活性化や雇用の場の確保を図ります。

基本施策 2—3 企業の誘致	
個別施策	取組例
<ul style="list-style-type: none">・企業立地促進条例・事業承継支援・遊休地の活用・新たな工業団地開発の可能性検討	<ul style="list-style-type: none">・企業訪問による課題把握と事業継続支援・情報通信分野等も含めた幅広い企業誘致・遊休地の把握と企業誘致の促進・企業の進出ニーズの把握

基本目標 3 誰もがいきいきと仕事し、活躍・成長できるまち

○基本条例第4条第2項第5号（勤労者の福利厚生増進）

今後、さらに少子高齢化による生産年齢人口の減少が進むことが予想されることから、多様な人材が生き生きと働くことができる環境の構築を進めます。

また、市民の就業機会の拡大及び勤労者の福利厚生増進に資するよう推進します。

基本施策 3—1 雇用の確保

雇用情勢については、令和2年(2020年)以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい状態が続いているものの、有効求人倍率は徐々に回復傾向にあります。しかし、建設、製造、医療・福祉など、人材不足が続く業種などもあることから、多様な人材の活用など、商工業者と連携した人材確保の取組を進めます。

基本施策 3-1 雇用の確保	
個別施策	取組例
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材の受け皿づくり、担い手育成等への支援 ・職場環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成に関する支援 ・外国人労働者に関する就業環境の整備 ・労働事情調査による労働環境の実態把握 ・UIJ ターン新規就業による移住への支援

基本施策 3-2 就業機会の拡大

市内商工業者による雇用確保と市民の就業を促進するため、関係機関との連携を図りながら、若者から高齢者まで、就業機会の拡大につながるよう、職業相談や求人情報の提供を行い、正規雇用をはじめ、多様な働き方についても支援します。また、学生や求職者等に様々な業種や職種への理解を深めるため、市内商工業者の情報を幅広く発信します。

基本施策 3-2 就業機会の拡大	
個別施策	取組例
<ul style="list-style-type: none"> ・就業支援、多様な働き手の掘り起こし 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域職業相談室の利用促進 ・シルバー人材センターの活動支援 ・季節労働者の通年雇用化促進を支援 ・企業誘致による雇用創出支援

(3) 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰に係る対応

新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰による市民生活や経済活動などへの影響が長期に及んでいることから、本計画に基づく各施策については、社会情勢を見極めながら取り組んでいきます。

(4) 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、国や北海道などからの情報収集に努めるとともに、商工業者、商工業者団体、市民等と連携を図りながら取り組むものとします。

(5) 計画の進行管理

本計画については、施策の実施状況を把握するとともに、年度ごとに「北広島市商工業振興審議会」において、必要な報告と審議を行い、必要に応じて改善・見直しを行います。

資 料

＜北広島市商工業振興基本条例＞

○北広島市商工業振興基本条例

平成 20 年 9 月 30 日

条例第 29 号

改正 令和 2 年 10 月 1 日条例第 27 号

北広島市は、明治の初めに広島県人をはじめ多くの先人達によって開拓され、寒地稲作発祥の地として本道の稲作普及に大きな功績を残すなど、農業を産業の中核として発展しました。

やがて、昭和 39 年の新産業都市建設促進法(昭和 37 年法律第 117 号)に基づく北海道央新産業都市建設区域の指定による工場進出と昭和 45 年から開始された北海道営北広島団地の造成を契機とする住宅団地の開発に伴い、人口増加と新たな商業店舗の立地が進み、商工業が産業の中核を担うようになりました。

しかし、近年、少子高齢化などの社会的変化や、老舗の転・廃業、新たな経営態の出現等による商店街の変遷などの商工業を取り巻く環境の変化に伴い、北広島市の商工業の発展に大きな不安と懸念が広がっています。

商工業は、市民の消費生活に密着し、地域の経済に重要な役割を果たしていることから、今後も継続的に発展していかなければなりません。

そのためには、商工業者、市民及び市がそのことを認識し、共有するとともに、商工業者が、自らの創意工夫によりその経営の革新を行い、及び市民や地域社会から信頼されるよう努力することが大切です。

このことから、商工業者、市民及び市が果たす役割や関係を明らかにすることにより、北広島市の商工業の振興を推進し、もって北広島市を豊かで住みよいまちにするため、ここにこの条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の商工業の振興に関する基本的事項を定め、その振興に関する施策を総合的に推進することにより、商工業者等の自主的な経営努力を助長するとともに、その経営基盤の強化を図り、もって市民生活の向上、経済の活性化及び環境と調和のとれたにぎわいと活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業者 商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)第 2 条に規定する商工業者であって、市内に営業所、事務所、工場又は事業所(以下「事業所等」という。)を有するものをいう。

- (2) 商工業者等 次に掲げるものをいう。
- ア 商工業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項各号(第 6 号及び第 7 号を除く。)に掲げる団体であって、市内をその地区とするもの
 - ウ 中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項第 6 号又は第 7 号に掲げる団体であって、市内に事業所等を有するもの
 - エ 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会であって、市内をその地区とするもの
 - オ 商工業者を構成員とする団体であって、イからエまでに掲げるものに類するもの
- (3) 地域商店街振興会 市内各地域の商店街に事業所等を有する商工業者を会員とする団体であって、その地域のにぎわいや活力を創出する事業、環境の改善を行う事業その他その地域における活動を行うものをいう。
- (4) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗をいう。

(基本理念)

第 3 条 商工業の振興は、商工業者等自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重し、推進されなければならない。

- 2 商工業の振興は、商工業が市民の消費生活を支え、各地域の中心としてにぎわいと交流の場となるよう、推進されなければならない。
- 3 商工業の振興は、市民の就業機会の増大及び勤労者の福利厚生を増進に資するよう、推進されなければならない。
- 4 商工業の振興は、その技術力、競争力及び生産力の向上を図ることを目的として推進されなければならない。
- 5 商工業の振興は、地域の環境に適切な配慮をして推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、商工業の振興に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 前項に規定する施策は、次に掲げるものとする。
 - (1) 商工業者等の経営基盤の強化に関すること。
 - (2) 企業誘致に関すること。
 - (3) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 3 項に規定する創造的な事業活動の支援に関すること。
 - (4) 市内を地区とする商工会(以下「商工会」という。)及び地域商店街振興会の支援に関すること。
 - (5) 勤労者の福利厚生を増進に関すること。
 - (6) 国、北海道、商工業者等を支援する機関その他関係団体との連携協力に関すること。
 - (7) その他商工業の振興に関し必要があると認めること。

(商工業者等への配慮)

第5条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、商工業者等への配慮に努めるものとする。

(商工業者等の努力)

第6条 商工業者等は、基本理念にのっとり、消費生活の安定及び消費者の安全の確保に配慮するよう努めるとともに、その経営基盤の強化、経営の革新、人材の育成及びその従業員の福利厚生を増進に努めるものとする。

2 商工業者等は、市及び商工会並びに地域商店街振興会と連携協力し、自然に配慮した活動を行うよう努めるとともに、商工業者等が運営する店舗及びその店舗に係る商店街が子ども、高齢者及び障害者に利用しやすいものとなるよう、その環境の整備に努めるものとする。

3 商工業者は、商工会及び地域商店街振興会に加入するよう努めるものとする。

4 商工業者等は、商工会又は地域商店街振興会が事業を実施するときは、応分の負担等を行うことにより、これに協力するよう努めるものとする。

(商工会の努力)

第7条 商工会は、基本理念にのっとり、その会員の便益の増進に寄与するよう、その運営に努めるものとする。

2 商工会は、商工会法第11条に規定する事業を実施するときは、商工業者等に対し、当該事業への参加を求めるよう努めるものとする。

(地域商店街振興会の努力)

第8条 地域商店街振興会は、基本理念にのっとり、当該地域商店街振興会に係る地域の商店街の活性化を図るよう努めるものとする。

2 地域商店街振興会は、その組織の体制の充実及び効率的な運営に努めるものとする。

(大規模小売店舗の設置者等の努力)

第9条 大規模小売店舗を設置している商工業者等及び当該大規模小売店舗において事業活動を行う商工業者等は、当該大規模小売店舗の周辺の地域における文化活動、スポーツ活動その他の市民活動に対する支援その他その地域に貢献する活動に取り組むよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、商工業が市民生活の向上及び地域の経済に重要な役割を果たしていることを理解するよう努めるとともに、その振興に協力するよう努めるものとする。

(北広島市商工業振興審議会)

第11条 商工業の振興を推進するため、北広島市商工業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 商工業の振興に係る計画及び施策に関すること。

(2) その他商工業の振興に関すること。

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第 12 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 商工業者等又はこれに所属する者

(2) 消費者団体(消費者基本法(昭和 43 年法律第 78 号)第 8 条に規定する活動を行う団体をいう。)に所属する者

(3) 学識経験を有する者

(4) 公募に応募した者

(5) その他商工業の振興を推進するため市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第 13 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 14 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 会長は、委員の過半数が出席しなければ、審議会の会議を開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の会議の特例)

第 15 条 会長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(令 2 条例 27・追加)

(審議会の運営事項)

第 16 条 第 11 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(令 2 条例 27・旧第 15 条繰下)

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(令 2 条例 27・旧第 16 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

(北広島市商工振興審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北広島市商工振興審議会条例(昭和 50 年広島町条例第 12 号)

(2) 北広島市中小企業振興条例(平成 8 年広島町条例第 6 号)

(北広島市中小企業振興条例の廃止に係る経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の北広島市中小企業振興条例第 8 条の規定に基づき特別融資を受けている者については、同条の規定は、なおその効力を有する。ただし、当該者が新たな特別融資を受けることはできないものとする。

附 則(令和 2 年条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

<北広島市商工業振興審議会委員名簿>

(敬称略)

氏名	区分	役職
かわにし くにひと 河西 邦人	学識経験者（札幌学院大学 学長）	会長
とうやま やすお 藤山 康雄	商工業者（北広島商工会 会長）	副会長
やまだ ひさとし 山田 久俊	商工業者（北広島商工会 副会長）	
たんの つかさ 丹野 司	商工業者（北広島市工業振興会 会長）	
ながしま ひろこ 長島 博子	消費者団体（北広島消費者協会 会長）	
まとば ちかこ 的場 睦子	公募	

<計画策定経過>

開催日	会議等	議案等
令和3年3月10日	令和2年度 第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市長からの諮問 ・次期計画策定について ・新型コロナウイルス感染症関連事業実施状況について
令和3年8月31日	令和3年度 第1回審議会 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画関連施策の実施状況について ・次期計画の策定スケジュール変更(案)について
令和3年11月9日	令和3年度 第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進期間延長について ・次期計画策定のための事業者アンケートについて
令和3年12月～ 令和4年1月	アンケート調査 実施	市内商工業者800社を対象に実施 (回答379社、回収率47.4%)
令和4年3月28日	令和3年度 第3回審議会 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・北広島市商工業実態調査結果について
令和4年7月1日	令和4年度 第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画関連施策の実施状況について ・計画の基本方針等について
令和4年9月13日	令和4年度 第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
令和4年10月25日	令和4年度 第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について ・市長への答申(案)について
令和4年11月8日	答申	<ul style="list-style-type: none"> ・市長への答申
令和4年12月～ 令和5年1月	パブリック コメント実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画(案)に対する意見公募

<パブリックコメント>

第2期北広島市商工業振興基本計画(案)について実施。

実施期間：令和4年(2022年)12月1日から令和5年(2023年)1月4日まで

実施結果：1名から1件の意見提出があり、結果について市ホームページで公表

<アンケート調査票>

北広島市商工業実態調査

質問 1 貴社について

(1) ~ (7) について、それぞれ当てはまるもの1つに○印をつけてください。

(1) 主な業種	①農業、林業 ②鉱業、採石業、砂利採取業 ③建設業 ④製造業 ⑤電気・ガス・熱供給・水道業 ⑥情報通信 ⑦運輸業、郵便業 ⑧卸売業、小売業 ⑨金融業、保険業 ⑩不動産業、物品賃貸業 ⑪学術研究、専門・技術サービス業 ⑫宿泊業、飲食サービス業 ⑬生活関連サービス業、娯楽業 ⑭教育、学習支援業 ⑮医療、福祉 ⑯複合サービス事業 ⑰サービス業（他に分類されないもの） ⑱その他（具体的に： ）
(2) 資本金	①1000万円未満 ②1000万円以上 5000万円未満 ③5000万以上 1億円未満 ④1億円以上 3億円未満 ⑤3億円以上
(3) 創業からの年数	①5年未満 ②5年以上 10年未満 ③10年以上 20年未満 ④20年以上 30年未満 ⑤30年以上
(4) 代表者年齢	①39歳以下 ②40歳以上 50歳未満 ③50歳以上 60歳未満 ④60歳以上 70歳未満 ⑤70歳以上 80歳未満 ⑥80歳以上
(5) 本社所在地	①北広島市内（回答いただいている事業所と同じ） ②北広島市内（回答いただいている事業所とは別） ③その他の道内 ④道外 ⑤海外
(6) 回答いただいている事業所の所在地区	①東部地区（中央、稲穂町、朝日町、美沢、共栄、共栄町、東共栄、富ヶ岡、新富町、中の沢、北の里、南の里、東の里、美咲き野） ②大曲地区（大曲、大曲柏葉、大曲南ヶ丘、大曲中央、大曲工業団地、大曲末広、大曲緑ヶ丘、大曲光、大曲並木、大曲幸町） ③西の里地区（西の里、西の里北、西の里東、西の里南、虹ヶ丘） ④北広島団地地区（広葉町、栄町、輝美町、北進町、若葉町、南町、青葉町、白樺町、高台町、里見町、泉町、松葉町、緑陽町、山手町） ⑤西部地区（輪厚、輪厚中央、輪厚元町1丁目、希望ヶ丘、島松、三島、仁別）
(7) 回答いただいている事業所の従業員数	①5人未満 ②5人以上 20人未満 ③20人以上 50人未満 ④50人以上 100人未満 ⑤100人以上 300人未満 ⑥300人以上

質問2 貴事業所の経営状況について

(1) 直近の決算から売上状況について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|-------------------|------------------|-------------------|
| ①500万円未満 | ②500万円以上1000万円未満 | ③1000万円以上3000万円未満 |
| ④3000万円以上5000万円未満 | ⑤5000万円以上1億円未満 | ⑥1億円以上 |

(2) 令和2年度と令和3年度（売上見込）との売上比較について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | | | |
|---------|---------|-------|-------|--------|
| ①横ばい | ②大幅に増加 | ③やや増加 | ④やや減少 | ⑤大幅に減少 |
| ↳ (4) ^ | ↳ (3) ^ | | | |

(2)で「②～⑤（売上が増加または減少）」を選んだ事業所にお尋ねします。

(3) (2) で選択した主な要因について、特に当てはまるもの3つまでに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ①既存の商品やサービスの顧客や販売先が増えた（減った） | |
| ②販売単価が上がった（下がった） | ③商品やサービスを開始した（一部廃止した） |
| ④事業を新たに開始した（廃止した） | ⑤営業体制を強化した（縮小した） |
| ⑥インターネットでの取引を開始・充実させた | |
| ⑦新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた | ⑧特にない、わからない |
| ⑨その他（具体的に： _____) | |

全ての事業所にお尋ねします。

(4) 現在の経営上の問題・課題について、特に当てはまるもの3つまでに○をつけてください。

- | | | |
|-----------|-------------------------|-------------|
| ①売上の減少 | ②販路の不足 | ③地元消費の低迷 |
| ④商品力の不足 | ⑤情報発信やPR力の不足 | ⑥競合他社の増加 |
| ⑦市場の縮小 | ⑧原料・仕入コストの増加 | ⑨物流コストの増加 |
| ⑩人件費の増加 | ⑪人材の不足 | ⑫技術力の低下 |
| ⑬資金繰りの悪化 | ⑭設備の老朽化 | ⑮外注先の不足 |
| ⑯事業承継者の不在 | ⑰新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化 | |
| ⑱テレワークの導入 | ⑲DX※化 | ⑳災害時の事業継続対策 |
| ㉑特にない | ㉒その他（具体的に： _____) | |

※DX：データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

質問3 貴事業所の人材確保・人材育成について

(1) 現在、人材の状況について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ①人材が不足している → (2)へ ②人材は不足していない → (3)へ

(1) で「①人材が不足している」を選んだ事業所にお尋ねします。

(2) 現在、人材が不足している職種について、当てはまるもの全てに○をつけください。

- ①事務職 ②専門・技術職 ③販売職 ④サービス職 ⑤生産工程職
⑥その他(具体的に: _____)

全ての事業所にお尋ねします。

(3) 今後の人口減少社会を見据え、採用を強化したい従業員の属性について、当てはまるもの全てに○をつけてください。

- ①高齢者 ②若年層 ③障がい者 ④外国人 ⑤女性
⑥UIJ ターンによる移住者 ⑦特にない ⑧その他(具体的に: _____)

(4) 人材確保にあたり、必要だと思う取組について、特に当てはまるもの3つまでに○をつけてください。

- ①求人チラシや情報誌への掲載 ②ハローワークへの求人登録
③インターンシップの実施・充実 ④ネットや SNS を活用した求人活動
⑤北広島市内での説明会の開催、参加 ⑥札幌や首都圏での説明会の開催、参加
⑦賃金の見直し ⑧テレワークなど多様な働き方の推進
⑨福利厚生制度の整備・充実 ⑩再雇用制度の導入
⑪職場施設等のバリアフリー化 ⑫住居や通勤手段の確保
⑬その他(具体的に: _____)

(5) 人材育成のための研修や資格取得について、問題に感じていることについて、特に当てはまるもの3つまでに○をつけてください。

- ①社内に研修を担当できる人材がいらない ②社内に外部講師を招く資金がない
③社内研修のプログラムが思いつかない ④外部研修の参加費用の負担が大きい
⑤外部研修の移動等に要する時間的余裕がない ⑥外部研修の最適なものがみつからない
⑦社内・社外研修の効果が得られていない ⑧免許・資格取得費用の負担が大きい
⑨免許・資格取得できる場所が市内にない ⑩特にない
⑪その他(具体的に: _____)

次のページへ続きます →

(6) -1 外国人の雇用状況について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ①外国人を雇用している → (6) -2、(6) -3、(6) -4へ
- ②過去に雇用していたことがある → (6) -5へ
- ③外国人を雇用したことがなく、現在、検討または予定している → (6) -5へ
- ④外国人を雇用したことがなく、今後も雇用の予定はない → 質問4へ

(6) -1で「①外国人を雇用している」を選んだ事業所にお聞きします。

(6) -2 外国人従業員数について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ①1人以上5人未満 ②5人以上10人未満 ③10人以上20人未満
- ④20人以上

(6) -3 外国人従業員の国籍について、当てはまるもの全てに○をつけてください。

- ①中国 ②韓国 ③ベトナム ④フィリピン
- ⑤モンゴル ⑥インド ⑦インドネシア ⑧アメリカ
- ⑨台湾 ⑩ミャンマー ⑪アフガニスタン
- ⑫その他（具体的に：)

(6) -4 外国人従業員の職種について、当てはまるもの全てに○をつけてください。

- ①技術 ②通訳 ③研究 ④建設等作業 ⑤製造
- ⑥介護 ⑦清掃 ⑧宿泊 ⑨サービス ⑩事務
- ⑪農業 ⑫その他（具体的に：)

(6) -1で①～③のいずれかを選んだ事業所にお聞きします。

(6) -5 外国人労働者が働きやすい環境づくりのために、必要だと思う取組について、当てはまるもの3つまでに○をつけてください。

- ①日本語講座の開催 ②日本語講座の受講助成
- ③定期的なミーティングの開催 ④社員交流レクの開催
- ⑤異文化理解のための社員研修の実施 ⑥翻訳ツールの導入
- ⑦地域住民との交流機会の創出 ⑧特になし
- ⑨その他（具体的に：)

質問4 貴事業所における今後の予定等について

(1) 貴事業所における今後5年間の事業について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | | |
|-------|-------------------|-------|--------------|
| ①事業拡張 | ②現状維持 | ③事業縮小 | ④譲渡（売却・合併など） |
| ⑤廃業 | ⑥その他（具体的に： _____） | | |

(2) 貴事業所の施設・設備における今後5年間の予定について、当てはまるもの全てに○をつけてください。

- | | | | | |
|-------------------|-----------|-----|-----|-----|
| ①現状維持 | ②機械設備への投資 | ③移転 | ④増築 | ⑤売却 |
| ⑥その他（具体的に： _____） | | | | |

(3) -1 事業承継の意向と後継者候補について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

- | |
|--------------------------------------|
| ①意向があり、後継候補者が決まっている → (3) -2、(3) -3へ |
| ②意向はあるが、後継候補者は未定である → (3) -3へ |
| ③意向はない → (4)へ |
| ④その他（具体的に： _____） → (4)へ |

(3) -1で「①意向があり、後継者候補が決まっている」を選んだ事業所にお聞きます。

(3) -2 事業承継の後継者候補者について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|-------------------|------------------|---------|
| ①親族 | ②会社の役員・従業員（親族以外） | ③他社の第三者 |
| ④その他（具体的に： _____） | | |

(3) -1で「①意向があり、後継者候補が決まっている」または「②意向はあるが、後継者候補者は未定である」を選んだ事業所にお聞きます。

(3) -3 事業承継の検討・実施に向けて必要だと思う取組について、特に当てはまるもの3つまでに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①後継者の発掘 | ②後継者の教育 |
| ③相続や税制、承継に関する知識の習得 | ④事業承継計画の作成 |
| ⑤専門家等、相談先の確保 | ⑥役員・従業員からの理解・承諾 |
| ⑦資産の整理 | ⑧株式の集約 |
| ⑨その他（具体的に： _____） | |

次のページへ続きます →

全ての事業所にお尋ねします。

- (4) ボールパークの開業や北広島駅西口再開発により、市内経済の変化が想定されますが、貴事業所においてどのような影響を見込まれるか、最も当てはまるもの1つに○をつけてください。また、影響に対してどのような対応を図る(取組を行う)予定かご記入ください。

【見込まれる影響】

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ①定住・交流人口増加等による顧客・売上増加 | ②新たな商圈にともなう顧客・売上減少 |
| ③開発・整備にともなう受注機会の増加 | ④定住・交流人口増加等による人材増加 |
| ⑤企業進出による他社への人材流出、人材不足 | ⑥特になし、わからない |
| ⑦その他(具体的に：
) | |

【対応(取組)の意向・予定】

〈例〉ボールパーク関連企業と提携したイベント開催、自社商品の告知の強化、採用活動の強化など

質問5 北広島市の商工業振興施策について

- (1) 北広島市などが実施する、商工業振興を目的とした支援制度の利用状況等について、当てはまるもの1つに○をつけてください。支援制度については、同封の資料をご覧ください。

- | |
|---------------------------------|
| ①利用したことがあり、満足している |
| ②利用したことがあり、不満である |
| ③知っていたが、利用したことはない。今後利用したい |
| ④知っていたが、利用したことはない。今後も利用したいと思わない |
| ⑤いずれも知らなかったが、今後利用したい |
| ⑥いずれも知らず、今後も利用したいと思わない |

(1) で「②利用したことがあり、不満である」、「④知っていたが、利用したことはない。今後も利用したいと思わない」、「⑥いずれも知らず、今後も利用したいと思わない」を選んだ事業所にお聞きします。

- (2) (1) で回答した理由について、最も当てはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ①支援制度の手続きが煩雑であるため | ②補助金や融資の額が十分でないため |
| ③補助金や融資を受ける条件が厳しいため | ④必要とする支援制度がないため |
| ⑤支援を必要としていないため | |
| ⑥その他(具体的に：
) | |

全ての事業所にお尋ねします。

(3) 今後、本市に支援を希望する内容について、特に当てはまるもの3つまでに○をつけてください。

①相談支援	②資金繰り支援	③企業間交流支援
④企業情報発信支援	⑤物産展・展示会などの出展支援	
⑥人材育成支援	⑦人材確保支援	⑧事業承継支援
⑨設備投資支援	⑩新商品開発支援・技術開発支援	
⑪キャッシュレス導入支援	⑫テレワーク導入支援	
⑬ワーク・ライフ・バランス推進支援	⑭海外進出支援（販路拡大）	
⑮特にない		
⑯その他（具体的に： _____）		

(4) 北広島市では、企業誘致を推進するにあたり、市内における遊休地の状況を確認し、必要とする企業とのマッチングを検討しています。貴社では、北広島市内に遊休地を所有していますか。

① 遊休地を所有している ⇒所有している遊休地の概要を以下にご記入ください。

ア.所在地	町名（ _____ ）
イ.広さ	敷地面積約（ _____ m ² ）
ウ.土地の種類	①住居地域 ②商業地域 ③工業地域 ④市街化調整区域 ⑤分からない
エ.今後の活用予定	①自社利用 ②賃貸 ③売却 ④未定

②遊休地を所有していない

(5) 今後、北広島市の行政支援に関する情報提供が行われる場合、提供を希望されますか。

①希望する ⇒提供を希望する情報提供の内容を以下にご記入ください。

<例>経営に係る各種セミナーの開催案内、新規支援制度 など

②希望しない

次のページへ続きます →

質問6 その他のご意見・ご要望について

北広島市の商工業振興について、そのほかご意見やご要望がありましたらご記入ください。

質問7 回答ご担当者様について

希望する情報提供の詳細や遊休所有地の状況等について、確認したい事項がありましたら、ご連絡させていただく場合がございますので、ご記入のご協力をお願いいたします。

- 事業所名：
- 部署名：
- ご担当者氏名：
- 連絡先：(TEL)
(FAX)
(メール)

アンケートは以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、
12月24日（金）までに ポストに投函してください。

第2期北広島市商工業振興基本計画

令和5年（2023年）2月

■発行：北広島市

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1

電話：011-372-3311（代表）

■編集：北広島市経済部商工業振興課